

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

～ 十分な睡眠時間を確保して安全運転を ～

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

厚生労働省は、平成20年4月、新しい「交通労働災害防止のためのガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準告示」(注)等とあわせて交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。

このリーフレットでは、新ガイドラインの主要な項目をとりまとめました。運送業の事業者・運転者の方々、荷主・元請事業者の方々が、このガイドラインを踏まえて、交通労働災害防止のためにさらに積極的な取組みをされますようお願いいたします。



(注)「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)

■ 交通労働災害防止のための安全衛生管理体制の確立、組織的・継続的な交通労働災害防止対策の推進

○ 交通労働災害防止のための安全衛生管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任や権限を定めて、それらを労働者に周知すること。

○ 交通労働災害防止についての方針の表明と目標の設定、PDCAサイクルによる安全衛生計画の実施

- ◆ 事業場の事業を統括管理する者は、事業場全体の安全意識を高めるため、交通労働災害防止の観点を含めた「安全衛生方針」を表明すること。

事業者は、「安全衛生方針」に基づき、交通労働災害防止に関する事項を含む「安全衛生目標」を設定して、一定期間に達成すべき到達点を明らかにすること。

「安全衛生方針」や「安全衛生目標」は、労働者に周知すること。

- ◆ 事業者は、「安全衛生目標」を達成するため、交通労働災害防止に関する次の事項を含めた「安全衛生計画」を作成(Plan)して、その計画を適切に実施(Do)し、評価(Check)し、改善(Act)していくこと。

- ① 適正な労働時間等の管理と走行管理に関する事項
- ② 教育の実施等に関する事項
- ③ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項
- ④ 健康管理に関する事項

○ 安全委員会等での調査審議

安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等で、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議すること。

■ 適正な労働時間等の管理と走行管理等

○ 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理の実施

事業者は、疲労等による交通労働災害を防止するため、「改善基準告示」等を遵守し、適正な走行計画(無理のない適正な運転時間等を設定)を作成することなどにより、運転者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理を行うこと。

また、走行開始・終了の地点と運転者の自宅との移動時間等の状況を考慮し、十分な睡眠時間を確保するために必要がある場合には、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等の必要な措置を講じること。

○ 適正な走行計画の作成と指示

事業者は、次の事項を記載した適正な走行計画を作成するとともに、運転者に対して適切な指示を行うこと。

- ① 走行の開始・終了の地点・日時
- ② 拘束時間、運転時間、休憩時間
- ③ 走行に際して注意を要する箇所的位置
- ④ 荷役作業の有無とその内容・所要時間
- ⑤ 走行の経路、主な経過地での出発・到着の日時の目安

○ 睡眠時間の把握にも配慮した点呼等の実施、その結果に基づく措置

- ◆ 事業者は、乗務開始前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由で安全な運転をすることができないおそれがあるかどうか運転者から報告を求め、その結果を記録すること。

乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合には、睡眠時間の状況を確認すること。

- ◆ 走行前の点呼等で、睡眠不足が著しい、体調が不調であるなど正常な運転が困難な状態と認められた者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じること。

1週間連続して1日当たりの拘束時間が13時間を超えるなど睡眠不足の累積が認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定するなどの措置を講じること。